

自動集積されるデータベースの保護のあり方について (討議用)

平成27年12月1日
内閣官房
知的財産戦略推進事務局

1. 前提

(1) データベースとは

- ・ データベースという用語については、著作権法第2条第1項第10号の3に、「論文、数値、図形その他の情報の集合体であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。」との定義が設けられている。
- ・ この定義を参考に、本委員会では、
 - ①何らかの情報の集合体であって、
 - ②電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをデータベースと呼称する。

(2) データベースに関連する現在の保護法制

①著作権法による保護

- ・ 著作権法上のデータベースの定義に該当するものであって、“情報の選択又は体系的な構成”によって 創作性を有するもの について著作物として保護。

著作権法第12条の2 (データベースの著作物)

- 1 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。
- 2 前項の規定は、同項のデータベースの部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

【データベースの創作性が否定された例】

東京地裁平成13年5月25日中間判決(翼システム事件)

原告が作成した自動車整備業用の自動車情報データベースの創作性について争われた事件。対象となる自動車の選択、自動車に関する情報の選択及び体系的構成が創作性を有するかどうか争点となった。判決では、自動車の選択、自動車に関する情報の選択について、自動車整備業者向けに製造販売される自動車データベースにおいて 通常されるべき選択であって、原告データベースに特有のものとは認められない、として創作性を否定。また、体系的構成について、型式指定等の古い順に並べた構成は 他の業者の自動車データベースにおいても採用されている、として創作性を否定。

②不正競争防止法による保護

- ・ 不正競争防止法において、データベースに関する特段の保護規定は存在しない。他方で、営業秘密として管理されているデータベースについては、不正競争防止法上の保護が適用される可能性がある。
- ・ 営業秘密としての保護を受けるためには、「秘密管理性」「有用性」「非公知性」の三要件を満たす必要がある。

不正競争防止法第2条（定義）

6 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の秘密であって、公然と知られていないものをいう。

2. データベースを巡る環境変化

(1) 著作権法による保護導入当時のデータベースの性質

- ・ 昭和61年の著作権法改正により、創作性のあるデータベースは著作権法上の保護対象となった。当時は、コンピューターが情報を識別し、必要な情報を選択できるようにするためには、蓄積される情報の様式や分類体系を定めたり、効率的に検索できるようキーワードを付すなど、体系的な構成付けを行うことが大前提であった。
- ・ コンピューターが使いやすいように加工するのは当然において人間であり、その際、情報の選択や体系的な構成に作成者なりの工夫がこらされているものがあることから、当該創作性に着目してデータベースを著作権として保護する制度が構築された。

(2) 技術進歩に伴う「情報の集合体」の価値向上・役割の変化

- ・ 近年のデジタル・ネットワーク化や物がインターネットに繋がるIoTの進展により、インターネット上での視聴・消費行動等に関する情報や、センサーから得られる情報等が、機械的に、インターネット上のサービス事業者やセンサー管理者のサーバーに集積されることが起きつつある。
- ・ 機械的に集積された情報の集合体は、それを分析することで新製品やサービスの開発・提供に結び付けるなど、企業の経営資源として従来よりも大きな価値を持つようになってきている。
- ・ また、機械的に集積された情報の集合体をコンピューターに分析させる前段階として人間の手で加工する程度も、コンピューターの認識技術等の向上により変化してきている。例えば、「普通の百科事典や辞書などはコンピューターで検索することを念頭に置いた整理が施されておらず、コンピューターによる検索のためにはさらに情報の整理、加工が必要」¹とされているが、昨今の画像認識技術等の向上により、デジタル化した画像から必要な情報を取得するなど、人手による加工を以前ほど要せず使えるようになってきている²。

¹ 著作権法逐条講義（加戸守行著）

² 自然科学分野など、解析精度等の関係上自動集積された情報の集合体を人手で加工することが引き続き不可欠な分野も存在する。

3. 検討の対象

- ・ 機械的に集積された情報の集合体に対して、人手により加工を施した結果物は、著作権法で定義する「データベース」の概念（①情報の集合体であって、②（略）体系的に構成したもの）に該当するため、データ加工に創造性が認められる場合は、著作権法上の保護対象となると考えられる。
- ・ 他方で、著作権法上の保護対象とならない可能性があるものとして、
 - A) 機械的に集積されたままの情報の集合体
（センサーやインターネットを通じたサービスから自動的に集まる情報の集合体）
 - B) 機械的に集積された情報の集合体に対して、より使いやすいよう、コンピューターが加工を施した結果物（人手による加工を、コンピューターが代替）があると考えられる。

⇒ 上記A)、B) について、投資インセンティブや利用の実態、情報独占への影響等の観点から、現行法体系による対応で十分かどうか、更に対応が必要な部分があるか。

4. 検討のポイント

(1) 投資インセンティブの観点

- ・ A)、B) のような情報の集合体を構築するためには、センサーやそれを管理するシステム、インターネット上のサービスなどに多大な投資と労力を投じることが必要。
- ・ 他方で、投資を行う者は、システムやサービスの設計を通じ、これらの情報の集合体をどこに蓄積し、誰にアクセスを認めるかを管理することが可能である。その結果、実態的に著作権と同程度の排他権が働いていると考えられるのではないか。

(2) 漏洩対応の観点

- ・ ハッキングやライセンス先からの不正開示などにより、これらの情報の集合体が漏洩した場合の対応について、現行法体系による対応で十分かどうか。
- ・ 実態として排他的に利用しており、かつ、一般的に入手できないようなものであれば、営業秘密として差止請求等が認められる可能性が高くなると考えられるところ、特段の問題は生じないのではないか。

(3) 情報独占への影響の観点

- ・ A) について： 仮に排他的な権利を認める場合、どのようなシステムやサービスにより、どういった情報を集積するか、といったビジネスモデルそのものを保護することになり、先行者利益の過剰保護による競争の阻害につながりかねないのではないか。
- ・ B) について： 人間に替わって、コンピューターが加工を施し、結果として人間の創造性に該当するような付加価値が付いた結果物をどのように取り扱うか。これはAI創作物の一種であり、本委員会におけるAI創作物に係る議論の中で検討していくということが適当ではないか。

(参考) 第一回次世代知財システム検討委員会 議事概要
(データベース関連部分)

<議論の対象について>

- データベースが自動でできるとの意見があったが、自動という言葉が何を意味するのかよく分からない。データベースは多くの場合ある程度自動でできあがるのではないか。例えば河川流量は多くの場合自動で取得されるが、取得したままのデータには何の価値もない。この場合のデータベースは自動なのかそうではなのか。このあたりがどうもよく分からない。

<更なる保護の必要性について>

- データベースを守らないでいいということはあるにない。原則 95%の時間はデータのクレーションに投入される。取得したままのノイズの多いデータには価値がなく、綺麗なデータに価値がある。また、スマート化の次の段階でビッグデータが来ているという話もあったが、我々の感覚からすると逆で、データが大きければよいというのは限界にきており、スマートデータが必要という議論をしている。分野によって捉え方が違うのかと感じる。
- データベースの権利の保護が論点としてあがっているが、更なる保護はいらないと思う。理由は二つ。ビッグデータの時代において絞り込み検索と何が違うのかという議論があり、ある一定の形式化された検索はできる時代になっている。そういうものに権利を認めるのはおかしいだろうというのがひとつ。もう一つが、ビッグデータを持っているウェブ企業は、保護されることなくともサーバーセキュリティーさえしっかり確保していればビジネスに支障はない。権利の保護ということは特に考える必要はないのではないか。